

平成21年度

組織的な大学院教育改革推進プログラム
公募要領

《研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費）》

平成21年4月
文部科学省

目 次

1. 事業の目的	1
2. 公募の概要	
(1) 公募の対象	1
(2) 申請の単位	2
(3) 申請者等	2
(4) 申請内容等	3
(5) 支援期間	3
(6) 公募対象・採択件数・取組規模等	3
(7) 経費の範囲	4
3. 審査方法等	6
4. 申請に当たっての留意事項	
(1) 申請書類	6
(2) 申請手続	6
(3) その他	7
5. その他の留意事項	
(1) 取組代表者等の留意事項	7
(2) 取組の評価	8
(3) 公表等	8
6. 問い合わせ先・スケジュール等	9

1. 事業の目的

「新時代の大学院教育」（平成17年9月5日中央教育審議会答申）においては、今後の大学院は、教育機関としての本質を踏まえ、各大学院の課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底する方向で、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）を図ることが提言されています。

この答申を踏まえ、文部科学省では、平成18年度から5年間の体系的・集中的な取組計画「大学院教育振興施策要綱」（平成18年3月30日）を策定するとともに、「大学院設置基準」（昭和49年6月20日文部省令第28号）を改正し（平成18年3月31日改正、平成19年4月1日施行）、研究科又は専攻ごとに人材養成に関する目的を学則等に定めること、ファカルティ・ディベロップメントを実施することや成績評価基準を明示すること等を新たに規定しました。

「組織的な大学院教育改革推進プログラム」（平成19年度、20年度の事業名称「大学院教育改革支援プログラム」から変更）は、これらを踏まえ、社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を育成する大学院博士課程、修士課程を対象として、優れた組織的・体系的な教育取組に対して重点的な支援を行うことにより、大学院教育の実質化及びこれを通じた国際的教育環境の醸成を推進することを目的としています。

また、採択された取組を広く社会に情報提供することで、今後の大学院教育の改善に活用します。

2. 公募の概要

（1）公募の対象

国公立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。）である大学）における大学院研究科専攻（博士課程、修士課程）の人材養成目的及びこれまで実施してきた教育取組を踏まえた、大学院教育の実質化及びこれを通じた国際的教育環境の醸成に資する教育プログラムのうち、支援期間終了までに達成を目指す教育上の目標を明確にしたものを対象とします。（教育プログラムは、教育課程の一部として行うものを含みます。）

また、以下の取組は募集対象外とします。

- ① 文部科学省が研究拠点形成費等補助金又は大学改革推進等補助金で行っている事業（以下、「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で採択されている教育プログラム及び過去に採択され支援期間が終了した教育プログラムと同一又は類似の教育プログラム

- ② 当該大学の「組織的な大学院教育改革推進プログラム」以外の国公私立を通じた大学教育改革支援プログラムに申請を予定している教育プログラムと同一又は類似の教育プログラム

(2) 申請の単位

大学院設置基準第1条の2においては、「研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め」ることとしており、第11条においては、当該目的を達成するため、「体系的に教育課程を編成」することとしています。

申請は、基本的には、この体系的な教育課程を編成している単位（研究科又は専攻、学校教育法第100条ただし書に定める組織を含む）で行ってください。

- ※ 1) その人材養成目的が学則等により定められており、当該目的を達成するための体系的な教育課程が編成されている場合に限り、専攻の下に設けるコース単位で申請することが可能です。
- 2) 区分制（前期・後期）博士課程について、原則として、前期及び後期の課程を1専攻として申請してください。（前期又は後期課程それぞれについて人材養成目的等が学則等により定められており、当該目的を達成するための体系的な教育課程が編成されている場合に限り、前期又は後期課程の単位で申請することが可能です。）
- 3) 複数の研究科・専攻の人材養成目的に沿った教育プログラムの場合は、研究科・専攻の組合せによる申請も可能です。
- 4) 組み合わせは、原則として同一大学内のものに限りませんが、関連する分野の基礎的な素養の涵養を図るため、他の大学と連携して同一のコースワークを行う教育プログラムの場合は、複数大学による共同申請も可能です。（主となる大学が取りまとめて申請してください。）

「組織的な大学院教育改革推進プログラム」は、「新時代の大学院教育」、「大学院教育振興施策要綱」を踏まえて実施する事業であるため、申請にあたっては、各大学院において、これらの内容・趣旨等に沿って、教育プログラムの検討を行うことが期待されます。

答申及び要綱の本文については、文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp>) を参照してください。

(3) 申請者等

- 本事業の申請者は学長です。
- 本事業の事業者は、大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は地方公共団体）となります。
- 取組実施担当者は、当該教育プログラムの遂行に主体的に関わり、その遂行

に責任を持つ常勤の教員を指します。取組実施担当者のうち、取組実施担当者を取りまとめ、当該教育プログラム全体の遂行に責任を持つ者を代表者としてください。なお、代表者が支援期間継続中に定年を迎え非常勤の職員となった場合は、教育プログラムの遂行に引き続き責任を持って参画できる限りにおいて、継続して代表者となることができることとします。

- 複数の研究科・専攻の組合せ又は複数大学による共同申請の場合、それぞれの研究科・専攻又は大学に所属する教員を取組実施担当者を含め、主となる研究科・専攻に所属する教員を代表者としてください。
- 取組実施担当者は、2つ以上の申請に係ることはできません。(平成19年度、平成20年度公募において採択され、支援を受けている教育プログラムの取組実施担当者は、今回の申請に係ることはできません。)

(4) 申請内容等

- 次の各事項に留意し、申請してください。
 - ・ 課程の人材養成目的及びその具体化方策としての組織的・体系的なカリキュラムが明確になっており、大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)が図られる教育プログラムであること。
 - ・ その際、特に博士課程にあっては、国際社会など多様な場で活躍できる創造性豊かな若手研究者を養成するため、高度な学術研究に豊富に接するとともに、国際的な教育環境で英語力の涵養を図りつつ、魅力ある教育を実践し得るような教育機能の充実を図るものであること。
 - ・ 大学院生に対し、特定分野における知識・技能だけでなく、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力(専門応用能力)を培うために必要な科目やプロジェクトの企画などのプランニング能力、実験を管理するためのデザイン能力を身に付けさせるための科目等を体系的に履修するコースワークが明示され、幅広い視野を持たせるための教材作成、就職につながるキャリア教育を実施するなど他大学の参考となる教育プログラムであること。
 - ・ 当該教育プログラムが大学全体の中で明確に位置づけられているものであり、3年間の支援期間終了後も、継続的な教育研究活動が期待できるものであること。
 - ・ コースワーク修了時に大学院生が身に付けるべき能力が明確に示され、これを達成するための方策が具体的に示される教育プログラムであること。
 - ・ 人材養成目的に即して支援期間終了までに達成を目指す教育上の目標が設定されており、これを達成するための方策が具体的に示される教育プログラムであること。ただし、目標を達成するための取組がその他の教育取組に支障をきたすことのないように留意してください。

(教育上の目標を設定する指標の例)

- ・ 修了後の企業等への就職状況
- ・ 進路に関する意識を明確にするためのキャリアセミナーの実施回数
- ・ 企業等へのインターンシップの実施件数

- ・ 大学院教育に対する学生・企業等の満足度
- ・ 学生の国際学会での発表数
- ・ 学生の学術雑誌への論文等発表数
- ・ 学生への学位授与数
- ・ 学生が参加した国内外の機関との共同研究の実施件数

○ なお、内容の詳細については、「平成21年度 組織的な大学院教育改革推進プログラム 計画調書(作成・記入要領)」を参照してください。

(5) 支援期間

3年間

(6) 公募対象・採択件数・取組規模等

①公募対象

- ・ すべての学問分野を対象とします。(「大学院教育振興施策要綱」を踏まえ、特に、人社系の大学院の優れた取組を積極的に支援します。)
- ・ 公募は人社系、理工農系、医療系の3分野に区分して行いますので、申請する専攻毎に、3分野の中から審査を希望する分野を1つだけ選んで申請してください。(1つの申請が複数の分野にまたがる場合であっても、最も関係が深いと考えられる分野を1つに決めて提出してください。)

②複数申請

- ・ 本事業は、我が国の大学院全体の実質化を推進する事業であり、より多くの大学の優れた取組を支援するため、大学としての申請は本事業、「大学教育・学生支援推進事業」のテーマA(大学教育推進プログラム)及び「国際化拠点整備事業(グローバル30)」を含めて、1大学につき3件までに限ります。
- ・ 1大学から複数件申請する場合は、同一分野に複数件申請することも、複数の分野に申請することも可能です。

③採択件数

- ・ 申請状況、事業内容等を勘案の上、全体で26件程度とします。(予算の範囲内で採択件数を調整することがあります。)

④取組規模

取組規模(補助対象経費)は、年度毎に1億円を上限とします。国からの補助金額は、取組内容等を勘案の上、取組規模の範囲内で1件当たり年間4千万円を上限とします。

(7) 経費の範囲

- 申請にあたっては、年度毎に取組規模の上限額の範囲内で計画調書を作成の上、提出してください。
- 申請できる経費は、当該教育プログラムの遂行に必要な以下の経費です。申請にあたっては、支援期間における所要経費を提出していただきます。経費の用途の有効性を十分に検討し、教育プログラムに見合った適切な規模の経費を申請してください。各年度の補助金額は、当該年度の予算額を踏まえ、内容等を総合的に勘案して毎年度決定されることとなります。
- 当該教育プログラムの遂行に直接的に必要な経費（直接経費）の10%を機関の管理等に必要となる経費（間接経費）として交付する予定です。
- 経費の取扱いについては、別に通知する取扱要領等に従って適切に管理執行していただくこととなりますので、留意してください。

【設備備品費】

本補助金は、物品購入を目的とするものではありませんが、本事業計画の遂行上、必要不可欠な設備備品費については使用できます。

また、設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費についても使用できます。

【旅費】

本事業を遂行するに当たり必要な旅費（国内旅費、外国旅費、外国人招へい等旅費）について使用できます。

【人件費】

本事業を遂行するにあたり必要な教育支援、労働、専門的知識の提供等の協力を得た人に対する手当・諸謝金・賃金について使用できます。

【事業推進費等】

本事業を遂行するために必要な消耗品費、借料・損料、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費、試作品費等）、会議費、委託費、その他大臣が認めた経費について使用できます。

消耗品費は、消耗器材、薬品類その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価です。

委託費については、本事業を遂行するために必要であり、かつ、本事業の本質ではない定型的な業務を他に委託することは可能ですが、原則として、各年度に申請する取組規模（補助対象経費）の50%を超えないようにしてください。

なお、本事業の遂行に直接関連のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費、学生に対する学資金の援助のための経費等）には使用することができませんが、本事業として行われる会議・シンポジウムに不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費には使用できます。

建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

- 上記の経費の範囲内において、本補助金の使途として、例えば、以下のよう
なものが挙げられます。
- ・ 学生が自ら研究課題を設定し研究活動を実施するなど学生の創造力、自立的
研究遂行能力を高める教育プログラムの企画・実施に必要な経費
 - ・ 海外大学や研究機関等と連携した研究プロジェクトをリードできる資質・
能力を培う教育プログラムの企画・実施に必要な経費
 - ・ 複数の専門分野を融合させ、新分野、異分野にも対応できる柔軟な発想力
を養う教育プログラムの企画・実施に必要な経費
 - ・ 学生の相談に応じて、その履歴、希望または将来展望に応じてカリキュラ
ム編成を行うための必要な経費
 - ・ 理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力を身に付け
させる教育プログラムの企画・実施に必要な経費
 - ・ 高度な専門職業人として求められる表現力、交渉能力を磨く教育プログラ
ムの企画・実施に必要な経費
 - ・ 海外、企業など、多様な研究活動・実務経験の場を通じて研鑽を積む教育
プログラムの企画・実施に必要な経費
 - ・ セミナー等を通じて英語力の涵養を図るために必要な経費
 - ・ 進路に関する意識を明確にするためのキャリアサポートに必要な経費
 - ・ 教育研究の成果を生かした新たな教材開発、テキスト作成に必要な経費
 - ・ 教育プログラムの第三者評価の実施に必要な経費
 - ・ 優れた外国人教員や企業等で活躍する者を招聘するための経費
 - ・ 他大学からの学生、留学生、社会人学生に対する研修、相談、補講体制の
充実に必要な経費
 - ・ 教育プログラムの積極的な情報発信に必要な経費
 - ・ 企業等との産学共同教育プログラムの開発やインターンシップの実施等実
践的経験を積むために必要な経費
 - ・ シンポジウム等の企画・開催、国際シンポジウムへの参加のために必要な
経費
 - ・ 国際化対応等のための教育研究支援職員の雇用や教育研究スペースの確保
に要する経費
 - ・ TA、RAの活動を通じた研究者としての教育的機能の訓練、研究遂行能
力の育成に必要な経費 等

3. 審査方法等

事業の採択のための審査は、独立行政法人日本学術振興会において運営される
組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会（以下「プログラム委員会」とい
う。）において行われます。

審査方法等の概要は、「組織的な大学院教育改革推進プログラム審査要項」を
参照してください。

なお、審査の過程で、調書等をもとにヒアリングを行う場合がありますが、本年度は、概ね8月中旬に行う予定です。ヒアリング対象となった申請に対しては、別途、プログラム委員会よりその旨の連絡をいたしますので、計画調書等の内容について責任をもって説明できる学長又は副学長（教育担当）、取組実施担当者（代表者）等におかれては、対応をお願いいたします。

4. 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書類

「平成21年度 組織的な大学院教育改革推進プログラム 計画調書（作成・記入要領）」及び「平成21年度 組織的な大学院教育改革推進プログラム申請カード（作成・記入要領）」に基づき、本事業の目的を十分に踏まえて、所定の様式で計画調書等を作成し、学長から文部科学大臣あてとして、独立行政法人日本学術振興会に申請してください。

(2) 申請手続

申請書類を、平成21年5月21日（木）～5月22日（金）（午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）の期間内に、独立行政法人日本学術振興会に提出してください。申請書類を送付する場合は、配達証明ができる方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必着するようにしてください。

【提出部数】 「平成21年度 組織的な大学院教育改革推進プログラム 計画調書」関係・・・2部
「平成21年度 組織的な大学院教育改革推進プログラム申請カード」関係・・・1部
上記関係の書類を保存したCD-R(W)
・・・各大学ごとに1枚

【提出先】 〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地FSビル8F
独立行政法人日本学術振興会
研究事業部研究事業課（組織的な大学院教育改革推進プログラム担当）
（電話：03-3263-1740）

プログラム委員会で採択されたものについては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡をいたします。

(3) その他

- 採択された教育プログラムに対しては、「研究拠点形成費等補助金」による経費措置を行うこととしております。
採択された教育プログラムが、「研究拠点形成費等補助金」により文部科学

省が行っている他の事業（グローバルCOEプログラム）又は大学改革推進等補助金、国際化拠点整備事業費補助金等により経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本プログラムとして経費措置を受けることはできなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、教育プログラムの実施計画及び資金計画「支援期間における各経費の明細」を作成してください。

- 一度採択された教育プログラムについては、原則として、当初計画に基づいて3年間支援を行うこととなりますので、あらかじめ計画を十分に練った上で申請するようにしてください。
- 提出された調書等に不備があっても、その差し替えや訂正は、原則として認めません。
- 計画調書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともありますので、十分留意してください。
- 申請書類に虚偽の記載等がある場合は、採択後においても、採択が取り消されることがあります。
- 提出された調書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。

5. その他の留意事項

(1) 取組代表者等の留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、学長、取組実施担当者及び経理等事務を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

①補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、等に基づいた適切な管理を行わなければなりません。

また、計画調書、交付申請書、報告書等の作成や提出等を、各大学毎に一括して行うようにしてください。

②補助金の経理事務等

本補助金の経理等事務を適切に行うため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完

了した年度の翌年度から5年間保存することにも注意してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

③その他法令、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(2) 取組の評価

支援期間終了（3年）後、プログラム委員会において、事後評価を行います。

なお、評価は、プログラム委員会で別途定める方法、内容等に基づいて行われます。

(3) 公表等

募集締切後、申請大学名（研究科専攻名含む）、教育プログラム名を公表する予定です。また、採択された教育プログラムについては、内容・取組実施担当者（代表者）名等についても公表する予定です。

パンフレットの作成、フォーラムの開催等を行うことを予定しておりますので、採択された大学は、ご協力ください。その際、作成したパンフレット等に関する著作権は、文部科学省に帰属するものとします。

また、本事業の趣旨・目的を踏まえ、採択された大学においては、教育プログラムの内容、経過、成果等を各大学のホームページ等を活用し積極的に公表し、他の大学や学生を含め広く社会へ情報提供するとともに、順次更新し、大学院教育の更なる改善・充実に積極的に協力していただくこととします。

6. 問い合わせ先・スケジュール等

《公募要領その他の全般に関する問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学院係

電話：03-5253-4111 内線 3312

FAX：03-6734-3387

ホームページ：http://www.mext.go.jp

(本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

《調書及び審査・評価に関する問い合わせ先》

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地 一番町FSビル7F

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部研究事業課(組織的な大学院教育改革推進プログラム担当)

電話：03-3263-1740

FAX：03-3237-8015

ホームページ：http://www.jsps.go.jp

(本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

《スケジュール等》

○説明会(出席には登録が必要です。登録方法等については日本学術振興会のホームページを参照ください。http://www.jsps.go.jp/j-daigakuin/index.html)

大阪会場：「メルパルク大阪」大阪市淀川区宮原4-2-1

4月20日(月) 13:30~15:30

東京会場：「メルパルク東京」東京都港区芝公園2-5-20

4月22日(水) 13:30~15:30

※ 各回開始30分前に開場

○申請書類の提出期間：平成21年5月21日(木)~5月22日(金)

(午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

○採択結果の通知(予定)：平成21年8月下旬